

## 国民健康保険の「被保険者証」 「限度額適用・標準負担額減額認定証」の 更新時期です

### 被 保 険 者 証

市の国民健康保険の被保険者証（保険証）は、最大1年ごとの更新で、毎年7月31日までが有効期限となっています。8月1日（火）から使用する保険証を7月中に簡易書留郵便で郵送しますので、枚数や氏名などをご確認ください。

有効期限は令和6年7月31日となりますが、有効期限内に高齢受給者証の対象になる人（70歳到達）や、後期高齢者医療制度に移行する人（75歳到達）は、有効期限が異なる場合がありますのでご注意ください。

社会保険などに加入した場合に、保険が自動で切り替わることはありません。

既に社会保険などに加入した人の被保険者証が届いた場合、速やかに国民健康保険の資格喪失手続きをおこなってください。

有効期限切れの被保険者証（保険証）につきましては、8月1日（火）以降に役場健康推進課へご返却いただくか、個人情報に十分に注意し、各自で破棄していただいても構いません。

### 限度額適用・標準負担額減額認定証

#### ■限度額適用・標準負担額減額認定証とは

事前に申請したうえで、医療機関の窓口で認定証を提示すると、医療機関・診療科ごとの医療費の支払いが高額療養費の自己負担限度額までとなるため、医療機関窓口で多額の現金を支払う必要がなくなります（入院時の食事代・室料などは含まれません）。

さらに、住民税非課税世帯の人は、入院時の食事代が減額になります。

#### ■対象となる人

- 70歳未満の人
- 70歳から74歳の住民税非課税世帯の人
- 70歳から74歳の現役並み所得者（窓口負担3割）のうち、課税所得が690万円未満の人

※国民健康保険税の滞納がある人、収入の確定申告をしていない人は認定証の発行ができないことがあります。

#### ■申請に必要なもの

- 国民健康保険証
- 本人確認書（運転免許証、マイナンバーカードなど）

#### ■限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限について

「国民健康保険限度額適用認定証」および「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は、毎年7月31日までとなっています。

8月1日以降も必要な人は再度申請をしてください。

